

市営住宅入居者募集

- ① 南鷹巣団地・・・鷹巣字平崎上岱13-2★
簡易耐火2階4戸建3LDK 月額13,700円～30,000円
- ② 胡桃館団地・・・綴子字胡桃館2★
簡易耐火2階6戸建3LDK 月額16,200円～36,500円
- ③ 高野尻団地・・・綴子字高野尻90-2
木造平屋2階建2戸建1LDK 月額14,700円～33,800円
- ④ 御嶽団地・・・本城字上悪戸31-1★
木造平屋2戸建2LDK 月額18,300円～42,000円
- ⑤ 上岱団地・・・阿仁水無字上岱64-2★
木造平屋1戸建3DK 月額14,900円～25,800円
- ⑥ 上新町団地・・・阿仁水無字上新町東裏17-1★
木造平屋2戸建3DK 月額17,400円～26,000円
- ⑦ サンコーポラスなかたい住宅・・・鷹巣字東中岱51-1
鉄筋コンクリート造5階建3DK 月額40,300円
(共益費800円、駐車場使用料1,400円/台)
- ⑧ 上杉団地(特定公共賃貸住宅)・・・上杉字上屋布岱61-47★
木造平屋1戸建4LDK 月額47,000円～80,000円
- ⑨ 諏訪岱団地(特定公共賃貸住宅)・・・米内沢字諏訪岱33-1★
木造2階1戸建3LDK 月額50,000円～70,000円
※★印の住宅は単身入居できません

各住宅の設備等については、市のホームページをご覧ください。

- 【入居資格】** 収入基準を満たすこと(公営住宅:158,000円以下、特定公共賃貸住宅:158,000円超487,000円以下、サンコーポラスなかたい住宅:487,000円以下)／住宅に困窮していることが明らかなこと／市税等を滞納していないこと
- 【敷金】** 家賃の3か月分(退去時までの預り金)
- 【募集期間】** 12月1日(火)～11日(金)※土日祝除く
- 【申込み先】** 都市計画課(森吉)／生活課(鷹巣)／合川総合窓口センター／阿仁総合窓口センター
- 【現地案内】** 募集期間内に住宅をご案内します。ご希望の方は希望日の前日までに電話等でお申込みいただき、当日は希望住宅地に直接お越しください。
※ただし、土・日・祝日を除きます。

☎ 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

特設人権相談所を開設します

12月4日から12月10日は「人権週間」です。下記の日程で特設人権相談所を開設し、地域住民の相談に応じ、併せて人権尊重思想の普及高揚を図ります。

近隣の争いごと、いじめや体罰、配偶者からの暴力、結婚・離婚の強要・妨害などの悩みごと・困りごとはありませんか？身近にある人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で、予約の必要はありませんので会場に直接お越しください。相談内容についての秘密は固く守られます。※新型コロナウイルス感染防止対策のため、マスク着用の上ご来場くださるようお願いいたします。

開設日時:12月4日(金) 10時～15時

【鷹巣地区】 北秋田市交流センター

【合川地区】 老人憩の家ことぶき荘

【森吉地区】 コンベンションホール四季美館

【阿仁地区】 大阿仁出張所

秋田地方法務局大館支局 ☎0186-42-6514

家屋の全部または家屋の一部を取り壊したら届け出が必要です

家屋に対する固定資産税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。年の途中で取り壊した家屋については翌年度から課税されません(届け出がないと取り壊しの確認ができず、翌年度以降も課税されていることがあります)。

【登記家屋を滅失した場合】

法務局への滅失登記が必要です。滅失登記が年内に完了しない場合、滅失登記を行わない場合は税務課へ「家屋滅失届」の提出が必要です。

【未登記家屋を滅失した場合】

床面積の大小にかかわらず、必ず税務課へ「家屋滅失届」の提出が必要です。

※住宅が建っている土地(住宅用地)は「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されています。そのため、住宅を全て取り壊した場合、特例の適用から外れることとなり、土地に対する固定資産税は増額されます。(家屋に対する固定資産税は減額されます)

☎ 税務課市税係 ☎62-1116

おしらせ

■冬期間の油流出事故防止について

暖房機器の使用が増える冬季は、灯油等の油流出事故が多くなります。

流出した油が河川へ流れ込むことにより、一般家庭の飲料水や農業、漁業等に支障を来すなど、多くの被害が発生します。

事故処理や被害拡大防止に係る費用は全て原因者負担となりますので、油類の取扱いには十分ご注意ください。

【注意事項】

- ①ホームタンクからの小分け中はその場を離れないでください。
- ②給油後はバルブをしっかりと閉めたことを確認してください。
- ③降雪前にホームタンクからの配管に異常がないか点検してください。
- ④屋根からの落雪や除雪時にホームタンクや配管を傷めないよう注意してください。
- ⑤油が流出した場合は、元栓を閉めて応急処置し、最寄りの消防署に連絡してください。

☎ 生活課環境係 ☎62-1110
消防本部 ☎62-1119

■ミニ門松作り講座

期日 12月20日(日)
時間 10時～11時30分
場所 北欧の杜公園パークセンター
参加費 2,000円(材料費+コーヒー付)
持ち物 手巾・せん定ばさみ
申込受付期間 12月14日(月)まで
募集人数 15人まで

※応募者多数の場合抽選となります

申込み方法

電話申込みとし、当選者のみ15日にご連絡します。代理またはグループでの受付はお断りします。当日参加できない場合はご連絡ください。

☎☎ 北欧の杜公園 ☎78-3300

■寒さは水道の天敵です

○水道管の凍結にご注意ください

水道管の凍結・破裂は寒さが厳しくなる12月から2月にかけて多く発生しています。水道管が凍結すると水道が使えないばかりか、解冻作業や修理に高額な費用がかかる事もあります。むき出しの水道管や蛇口の保温、水抜き栓を最後まできっちり閉めるなどして凍結を防止しましょう。

○冬期間の検針について

冬期推定の地域は、推定に入る前3カ月の検針結果で推定水量・料金等をお知らせします。漏水などにより推定水量が多大な場合の変更は水道お客様センターまでご連絡ください。

なお、冬期推定料金は5月の検針により、精算いたします。

☎ 水道お客様センター ☎-67-6052

■秋田県社会福祉協議会からのおしらせ

秋田県社会福祉協議会では、秋田県内における福祉・介護人材の育成および確保等を図ることを目的として、介護福祉士の資格取得のために必要な資金や、一定の資格および経験のある方が、一旦介護離職した後に介護事業所へ再就職する際に必要な準備金を無利子で貸付しております。

①介護福祉士実務者研修受講資金

貸付額 上限20万円以内

返還免除条件

実務者研修施設を卒業してから1年以内に、介護福祉士に登録し、その後、秋田県内で2年間継続して介護業務に従事すること。

②離職介護人材再就職準備金

貸付額 上限40万円以内

返還免除条件

秋田県内で2年間継続して介護業務に従事すること。

☎☎ 秋田県社会福祉協議会(人材確保担当) ☎018-864-3161

■2021年新春交流会の中止のお知らせ

令和3年1月8日開催の準備をしておりましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み開催を中止させていただくこととなりました。

☎ 北秋田市商工会女性部 ☎62-1850

■農業用の免税証集合受付について

受付日 1月25日(月)

会場 北秋田地域振興局(第1・2会議室)

※12月より郵送による受付を行います。

※詳しくは秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご覧ください。

☎ 秋田県総合県税事務所課税部課税第二課 ☎018-860-3341

■林業退職金共済制度について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

▶掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

▶掛金の一部を国が免除します。

▶雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

事業主の皆さまへ

▶共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付して下さい。

▶共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

詳しくは、最寄りの支部または本部へお問い合わせ下さい。

☎ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部 ☎03-6731-2889